

平成24年度 第1回
評 議 員 会

平成24年 5 月 23日 (水)

議 事 録

財団法人武蔵野市福祉公社

平成24年度 第1回 評議員会 議事録

- 1 開催日時 平成24年5月23日（水）
午後6時5分から午後7時44分まで
- 2 開催場所 財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室
東京都武蔵野市吉祥寺北町1丁目9番1号
- 3 委員の現在数 10名
- 4 出席評議員数及び氏名
評議員10名
議長 三輪 博行 評議員 斉藤 シンイチ
評議員 川名 ゆうじ 評議員 鈴木 省悟
評議員 森田 邦夫 評議員 伊藤 隆司
評議員 阪本 博也 評議員 小美濃 純彌
評議員 阿部 敏哉 評議員 江幡 五郎
- 5 定足数 7名
- 6 欠席評議員数及び氏名
評議員0名
- 7 傍聴者 1名
- 8 諮問事項
諮問第1号 平成23年度事業報告について
諮問第2号 平成23年度決算報告について
諮問第3号 公益財団法人移行申請について
諮問第4号 公益財団法人移行後の定款（案）について
- 9 議事録署名人の選任
三輪議長から本日の出席者について、寄附行為第36条の規定による定足数を満たしているので、本評議員会は有効に成立している旨の報告があった。引き続き、本評議員会の議事録署名人に鈴木評議員、そして森田評議員の2名を選任し、両氏もこれを承諾した。

10 議事の経過及び結果

○長澤理事長挨拶（略）

○中村総務課長 審議に入ります前に、一つご報告させていただきます。本年3月31日付で高橋評議員から辞任願が提出され、4月12日に理事会において承認されましたので、今回の評議員会より10名でご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入りますが、寄附行為第36条の規定により、議長は会長がこれに当たるとなっておりますので、ここからの審議の進行は会長が行います。なお、本日は傍聴希望が1名ございます。

○三輪議長 それでは、評議員会を開会いたします。傍聴がございましたが、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三輪議長 それでは、傍聴許可いたします。それでは、審議に入ります。本日は、出席評議員10名、定数10名です。よって、寄附行為第36条により定足数7名を満たしておりますので、本評議員会は成立いたしました。審議の進行は、お配りいたしております議事日程に従って行います。資料の確認を事務局からお願いいたします。

○中村総務課長 資料の確認の前に、5月21日期末監査において監事より指摘を受け、一部記載内容を変更いたしました。したがって、ご面倒をおかけしますが、事業報告書、決算報告書、決算参考資料（事業実績）の差しかえをお願いいたします。変更内容は、お配りしました資料のとおり、車両購入におけるリサイクル料の取り扱い、退職金支出における退職給付引当金の取り扱いとページ欠落等によるものです。それでは、順次資料の説明をさせていただきます。

説明（略）。

諮問第1号 平成23年度事業報告について

諮問第2号 平成23年度決算報告について

○三輪議長 次に、日程第2、諮問第1号「平成23年度事業報告について」と日程第3、諮問第2号「平成23年度決算報告について」は、いずれも関連がございますので、これを一括して審議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三輪議長 異議なしと認め、一括して審議を進めたいと思います。

それでは事務局、説明をお願いいたします。

○河中事務局長 平成23年度事業報告及び決算報告の説明（略）。

○三輪議長 ただいま事務局より説明が終わりました。ご意見、ご質問はございますか。

○川名評議員 幾つか確認の意味で質問させていただきたいのですが、事業報告書の6ページにデイサービス事業と書いてあります。その他全般的にいろいろ改定されていて、評価したいのですが、幾つかその意味で確認させていただきたいのですが、デイサービスの中で22年度末より送迎範囲を広げたということが書いてあって、それによって多少改善されたのかなと思うのですが、そういう範囲ってどこまでをどう広げていくという、何か掟ではないのですが、括りはあるのでしょうか。というのは、デイサービスってある程度儲かるというのも失礼な話なのですが、いろんな事業者が入ってきている状態ですよね。その中で福祉公社という完全な民間ではない、完全な公ではない事業主体が事業を拡大していいのかというのが一面ある。その反面、やっぱり事業者としてはちゃんと経営改善をしてほしいというのが、両面相反する要素があると思うのですね。この辺、福祉公社としてはどういう考えに基づいてこういう事業展開を今後していくかというか、してきたのかということ伺いたしたいと思います。

もう一つは、デイサービスというのは介護、要は診療点数等々がこれだけ広がってきて、これから下げられるかもしれないですよね。要はここら辺がどうしてもいいような事業者が出てきちゃって、もうけ過ぎじゃないかというのがいろいろ報酬審議会なんかで言われていて、下げられるかもしれないとなると、この事業展開の先が、余りここに重点を置いちゃうと先行き不透明かなと思うのですが、事業展開を今後どうお考えになっているかということについてまず伺わせていただけますでしょうか。

○服部高齢者総合センター長 送迎範囲ですが、乗車定員と、それから送迎時間という2点から絞っておりまして、総合センターのデイサービスは重度の方が多いものですから、ご利用者の負担にならないように、大体30分以内に送迎が可能な範囲というようなことを基本的な視座として業務を展開しています。それから、雨後のタケノコのようにデイサービスセンターが市内でも数十カ所開設されていますが、公設民営の理念としては、医療ニーズの高い方、重介護の方、それから入浴サービスのような一般のデイサービスの担えないような、そういうご利用者を受ける、それに意義を

生み出しています。

- 川名評議員 確認ですけれども、今まで福祉公社に対しての改善点として、いわゆる一般的な民間がなかなか担えない重度のケースとか困難ケースをやっていくべきだという答申が確かありましたよね。そういうところを担うための範囲拡大ということでもよろしいわけですよね。ただ単に商売民間との棲み分けができなくなってしまうと。そうじゃなくて、やはり民間がなかなか担えないところに対して福祉公社だからあえて事業展開を広げているというとらえ方でよろしいですね。そうしないと、何か福祉公社の存在意味が無くなってしまうのですが、そういうことでもよろしいですね。
- 服部高齢者総合センター長 そのとおりでございます。例えば、介護保険の自己負担分を一切支払わない、そういう市民の方がいらっしゃいます。そういう方もデイサービスのニーズがあれば福祉公社で受けるという、そういう形でございますので、委員ご指摘のとおりでございます。
- 川名評議員 わかりました。できればそのあたりをアピールして書いていただくと、単に事業を広げているだけになってしまうかと思いますので、その点、次回からご検討していただければと思います。

新しい質問なのですけれども、もう少し下のほうにも、調理業者の改善指導を行って業者を変えたところがあるのですが、これ具体的にどういうところが課題になっていて、どう改善されたのかというのはお分かりになりますか。個人の嗜好に関することから、なかなか難しいと思うのですよ、味とかって。余り利用者に沿ってしまうとどうだろうというところもあるし、かといって満足度に対応しないというのも難しいところですけども、具体的にもう少し細かい説明をしていただけますでしょうか。

- 新谷サービスセンター次長 今までの10年間、1つの業者にずっと調理を委託しておりました。信頼関係ももともとございましたので、すべてお任せで、満足度に関しても塩辛いものもいいとか、和食がいいとか、皆さん嗜好がございますので、こんなものかなとずっと思っていたわけでございますけれども、北町高齢者センターの食事満足度と比較してもモニタリング調査でも、やはり余りにも評価が低いということで考え直しました。また、調理業者にいろいろと改善について申し入れ、利用者が満足するようなお食事ということで、話し合っ、その結果、例えば彩りを良くする、ご利用者の嗜好に合ったお食事を提供する、魚か肉か選択食にする、そういった個別対応を含めて、一つずつ改善した、調理の担当者も、栄養士も個別対応をよく理解してくれて、全体的に改善しました。ただ、それ以上に求める点、満足度85%以上のことを求める。選択食とか、ミキサー食とか、そういった医療ニーズの高い方に対応した食事に関しては、現行

の事業者ではなかなか難しい部分もあり、複数の食事会社によるプレゼンテーションを経て、今回平成24年度から食事会社を変更した次第です。今は4月から代わって、一日一日の連絡調整の中で改善されています。当初はちょっといろいろありましたが、今はご利用者にご満足いただけていると思っております。

○川名評議員 簡単に言えば利用者に対する満足度向上というのは、質を上げるために業者がかかったということです。それでコスト的には変わらないということでしょうか。

○新谷デイサービスセンター次長 金額に関しては本年度同じ金額になりました。

○阿部評議員 介護保険事業を中心にしているいろいろ改善が見られているというのは、また利用者が多くなってきましたので、良い結果だと認識しております。川名さんがおっしゃった部分で、高齢者総合センター、デイサービスセンター事業について何点か質問をさせていただきますが、5.6%のを約500名弱の方がふえたということですがけれども、報告書の6ページを見ますと対象者の要望に合わせてサービス等の見直しを行いましたと、簡単に書いてあるのですが、そもそも年間を通じての平均要介護がどの程度になっており、要介護の方々でいうと幾つの方が延べ人数が多く、その背景にはそのためにニーズに沿ったプログラムの、サービスの見直しを行ったのかというのがちょっと報告書には見えておりませんので、そのあたり、まず利用者の実態、あとそれに伴ってどういうニーズがあってサービスの見直しを行ったのかというのを一つ伺いたいところであります。

あわせて、決算報告書の39ページ、40ページのデイのところ、介護報酬が22年度の決算ベースでいきますと約1,000万増えておりますが、一方委託料も300万ほど増えていて、最終の収支の部分でも約1,300万、22年度よりも増えているという状況があります。支出が増えているのだろうなというところで、勝手に想像したのですが、通常考えますと、介護報酬が増えれば委託料が減って、市に返還等出てくるということも見えてくるでしょうし、22年度ベースに比べて収支の決算の金額が1,300万円増えているか、ちょっと不可思議なところがありました。

あと、40ページの備考欄に書いてありますボランティアさんの延べ人数が22年度より130名ほど減っていたり、また配食ボランティアさんも70名程減っているというところなので、先ほど報告書にあったサービスの見直しを行いましたというところで、ボランティアさんの関わりが一方で減っているというところが、実際どういうプログラム、どういったボランティアの活用をして、サービスの内容、質を変えていったのかというのが、ち

よっと数字からいうと相反する状況に見えるのかなあとと思います。そこをまず伺いたいと思います。

- 新谷デイサービスセンター次長　まず、介護度ですが、登録者ベースで、平成22年度は平均介護度が2.4でした。23年度末平均介護度等は2.6になりましたけれども、介護度5の方も増えたことと同時に、要支援1の方も登録で増えていますので、利用者の平均で考えますと、軽い方、要支援1から要介護5が幅広くいるというのが実態です。登録で一番多いところは要介護2と3、4が11名、介護度5が9名という形で、重介護の方が多くいると同時に、要支援1が2名、要支援2が6名と、要支援も多くいます。

また、要支援でも入浴の希望がある方などもいまして、こういったニーズにもお応えしていると思います。

プログラムに関してですが、昨年度は特に機能訓練事業に力を入れてきて、平成24年度の加算取得に向けて測定などを行って、一定の効果がありました。以前要支援2だった方がセンターにいらっしゃるようになって要支援1になり、介護度が軽くなっている方がいらっしゃいました。特に要介護1から要支援2の軽い方に限っては状態が良くなっているという方が多く見受けられて、プログラムに関しては予防と機能訓練について力を入れてまいりました。

ボランティアの活動ですけれども、実態として少なくなっています。年配のボランティアさんが多くいらっしゃいますので、何人かお辞めになられて減ったということもあります。ただ、年間を通して社会活動センターとの交流などで、必ず定期的に新しい方が入ってはお辞めになるということを繰り返していますので。確かに延べ人数は減っていますが、ボランティアは1日通して五、六名の方が毎日活動しております。

配食サービスに関しては、今年度よりも昨年度すごく食実数が減って、本年度少し伸びたのですけれども、ボランティア登録はしていても、活動をお休みしていただく方が多く出ていたのは事実でございます。配食数は全体的に減少の傾向でございます。

- 三輪議長　中村総務課長。
- 中村総務課長　受託料収入が、市の受託料ですけれども、増えておりますのは、23年度1年間ですが、市の退職嘱託の受け入れを行いました。その関係で、人件費を市のほうで受託料として加算させていただいたので、その分増えているということでございます。
- 阿部評議員　デイに対してはもう少しデータの的なこと等分析して、今後の高齢者のデイのスタンスといいますか、先ほどエリアも含めてスタンスを決めていったほうがいいかなと思いますので、データを分析して、さらに

検証の上、展開していただければと思います。

もう1点伺いたいのは、有償サービスのところですが、報告書の2ページです。市のほうも有償在宅サービス等に関して見直し等が健康福祉総合計画の中に掲げられていますけれども、2ページの真ん中あたりに緊急対応については体制をちょっと見直して、職員の負担を軽減したらというふうにうたわれていて、別の資料の決算参考資料というところに、1ページですが、ちょうど真ん中にその実績が⑤の後見係サービス活動状況という形で載っているというふうに理解したのです。

伺いたいのは、実際ここに登録していた延べ人数が250数名という形で伸びてはいないのですが、この辺の活動、後見係の皆さんのいろいろな訪問とか緊急対応というものがやっぱり増えてきているのかというような全体の状況と、ここに謳われている緊急対応、年間44件というのがどういう内容だったのか。あと当番携帯、いわゆる携帯を持って当番になっているのが198件、年間約200件ですが、どういった電話が入ってきたのかという傾向を教えてください。多分このあたりのリアルタイムの対応ができるか、継続というかできないかによって今後市民がこのサービスを使っていくのかどうかにつながっていくのではないかなと思いますので、このあたりの実態と今後の方向性について伺えればと思います。

○上田後見係長 緊急対応につきましては、大体年間、これまでは特に統計の数値を記録に出しておりませんでした。余りにも有償サービスの実態が見えていなかったために、今年度から緊急対応、当番携帯、時間外電話、入退所・入退院の援助について具体的な数字を出させていただきました。それで、緊急対応としては民間事業所の夜間対応型の介護サービスができたことにより、介護保険適用の方の中で9名の方が現在契約していただいております。そういったこともありまして、23年度中の44件中、民間事業所から連絡を受けて訪問したというケースがあるのですけれども、そのうち民間事業所が対応時間外。昨年度までは民間事業所の対応時間が夜10時から翌朝7時まででしたので、それを越えた休日の日中だったり、夕方の時間帯であったりとか、そういったときは民間事業所から連絡を受けて、担当者が駆けつけたというような状況でございます。

また、民間事業所のヘルパーが訪問しても、それだけでは問題が解決しなかったということで、救急車を呼んだ後の対応だとか、あとご本人がなかなか落ちつかなくて、担当者が訪問して説得する必要があるとかいう場面がございました。

それ以外の緊急対応につきましては、やはりご家族がいらっしゃって、ご夫婦、高齢世帯が多くいらっしゃいまして、そのどちらかが急変したり

とかした場合は、残された高齢者を病院までお連れしたり、入院手続きとかの事務レベルでの対応とかが中心です。

あと、夜間当番電話につきましては、昨年度から当番携帯、当番制にしたのですが、それ以前は各担当者に直接ご利用様が24時間365日お電話されておりました。遡ってみましたら、最初は携帯電話がない時代はそれぞれの担当者の自宅の電話番号を覚えてお電話していたような状況で緊急対応を行っていたのですが、それがポケットベルにかわり、携帯電話にかわりと。携帯電話にかわった時点で、最初のうちは皆さん、番号を回すことが非常にためられて、そんなに回数は多くなかったのですが、携帯電話をかけることになれてしまいますと、些細なことでも気軽に電話してくるようになりまして、担当者の生活が、非常に負担が大きくなったということがございます。

それと曜日の感覚のない認知症の高齢者が、些細なことでも不安なこととか困ったことがあると、我慢できずにすぐ電話をかけてくるというようなことがございまして、それで職員の負担軽減を図るために転送電話をするようにしまして、1週間ごとの交代制で、正規職員が当番携帯を持っております。そうすることによって、担当者以外の職員が出ることによって気軽な電話の回数が減ったという事実がありまして、当番携帯制にする前までは1人の職員が月に20回を超える時間外の電話の対応に追われることが多かったのですが、当番携帯制にしたことでそれが数件に減ったという状況になっております。

- 阿部評議員 具体的な報告ありがとうございます。緊急対応で夜間対応、訪問介護を民間事業所が行っていることは初めて知りまして、逆に言う民間事業所の守備範囲以外の部分でもちゃんと福祉公社がやっているということをきちんと残していったほうがよろしいのではないかなと思うのです。そこが夜間対応訪問介護の不備なところであるとか、逆になかなか医療ケアの部分で、民間事業所のヘルパーができない部分はまた福祉公社が提供というところもきちんと残したほうが、そこが特徴かなと思っております。

あと、当番携帯についても、顔が見える関係があるから声だけでも安心するということもきちんと文書で残したほうがいいということがありますので、有償サービスの価値というのが決まってくるのではないかなと思います。

- 斉藤評議員 まず、今回の決算参考資料、事業実績というのが大変わかりやすいので、やはりこういうような表し方というのがすごく大事だなというふうに今回勉強になります。一つ一つ、月毎の変化だとか、あとは事業

内容のそれぞれの特徴だとか、利用者ニーズであるとか、相談件数であるとか、ボランティアの数であるとか、そういうところから多面的に見ることができるという意味では、これは貴重な資料だと思います。本当にありがとうございます。

そこで、今回はこの5年から10年の介護保険というか、高齢者福祉という視点から、介護保険サービスの中での社会的な活動の今後必要性というところと、あと終末期の看取りという所と、あと人権のことで、大きくその3つの中から質問させてください。

まず1点目は、公的なサービス以外の有償のいろいろな在宅福祉サービスとかになってくると思うのですけれども、そういったあたりの対応で、特に社会的な活動へのサポート。例えば介護保険を受けている方が普通に外出をしたいとか、あとは文化的な何か活動をしたいというときに、実際のところ介護保険サービスの中では対応できないということで、有償ボランティアなり、何かのシステムをつくっていかなければいけないと思うのですけれども、そういったことを今後どのように考えているかというのが1点です。

2点目は、女性と男性によってそれぞれのライフスタイルというのが違っていたり、求めているものが違ってきていると思うのですけれども、そういったところで特に男性の方への社会的な活動とか、サポートとか、そういうものへの研究とか検討というのがどこまで行われているかというのが1点。

もう一点は、この報告書の中では何となく見えなかったのですけれども、家族サポートや家族の相談対応というところで特徴的なところ。

そして、4点目がそれぞれの福祉サービスを利用されている方というのが、入退院を繰り返す等の在宅のサービスを受け入れないというふうな状態のときに、例えば利用者数であるとか、利用のサービスであるとか、そういうところに大きく変化が出てくると思うのですけれども、そういったところの見積もりの難しさというか、例えば突然、長期の入院の方が5名ぐらい今年度出てきて、実際のところはサービス提供をそこもカバーするように考えていたけれども、そういったところが抜けたことでの予算・決算面での課題というふうな、そういったところ。

次に、事業報告書の8ページの福祉三団体での合同研修というのを行ったと思うのですけれども、そういったこと、連携を深めていくための今後の見解というところで、どのようなことを考えているか。

最後に中長期的事業計画を見直したわけですが、見直したことで大きく変わったところというのが、実際のところの報告書の中での変化だ

けととらえているのか。それ以外に、今後の26年までの計画というところでも見直し、主だったものは何かという。

- 荒井在宅サービス課長 1点目の社会活動へのサポートでございますけれども、福祉公社の有償在宅サービスにご加入の方は、協力員という市民参加型のご家庭の主婦が中心のチームがございますので、そこで介護保険事業ができないようなことはやっております。

もう一つ、ホームヘルプセンターとご契約いただいておりますご利用者様に関しましては、自費の部分である程度の活動サポートはさせていただいております。

- 河中事務局長 三団体の今後の展開についてですけれども、昨年度12月にやったものは、あくまで取っ掛かりということで、三団体それぞれのサービス提供の質も違うし、あと規模も違うということであるかと思えます。

例えば、我々福祉公社といたしましては、階層別の研修なんかも考えていきたいと考えるのですけれども、例えば社会福祉法人武蔵野のほうでは結構大きな規模でそういうことにも取り組めてらっしゃるということもあります。そこら辺の違いなんかも踏まえながら、いろいろと調整はしてまいりたいと思っておりますが、目指すところは健康福祉総合計画に書いてありますサービスの向上のための職員の質の向上ということで、そのために市からも最終的には何かサポートもあるかもしれませんが、三団体ができるところ、自分たちで、単独では難しいけれども、力を合わせればできることを積極的に情報交換しながらやっていくという、気概をもって取り組んでまいるところでございます。

- 中村総務課長 中長期計画の見直しのご質問についてお答えいたします。3月の評議員会の際にご説明いたしましたとおり、中長期計画の改定の主要な改定箇所、5番目ですけれども、こちらのほうで書いてあることが改定した部分ですけれども、大きなものとしましては移転等、そういったものについてはもう終わってしまった、本移転に変わったということで書き直しをさせていただいたということと、それから武蔵野市健康福祉総合計画に関係して、計画期間を1年間延ばして26年度というふうに合わせたということ、それから地域包括支援センターとケアマネジャー研修センターが市に移管されたので、その分削除したというようなこと等ございますが、それと個々の事業については、現状に合わせて見直しを行ったということなのですが、今回の見直しを通じて、一番当公社にとってよかったなと思うのは、これを職員のプロジェクによって見直しを行ったことによりまして、当職員の中長期計画に対する理解力が増したのかなと。それが今回の見直しの一番大きなメリットだったかなというふうに考えており

ます。

- 長澤理事長 若干補足させていただきます。中長期事業計画です。市の健康福祉総合計画の中で、福祉公社に求められている課題は権利擁護事業でございます。それについては、有償と権利擁護の一体的な実行ということで、以前からその部分、特に変えてはいないのですが、実質的にもう既に有償サービスは、いわゆる身上配慮、権利擁護事業にシフトしている状況でございます。そういった意味で、24年度以降、権利擁護についてさらに有償のあり方について今、福祉公社内部で検討を進めておりまして、市の健康福祉総合計画に合った形での対応を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、ほかの家族サポート及び入退院による、在宅における課題と、ちょっと質問をもう一度していただければお答えできるんですが、ちょっと私ども理解できなかったのも、もし差し支えなければもう一度ご質問いただければと思います。

- 小野管理・社会活動センター次長 2番目のご質問の男性に対する取り組みについてなんですが、23年度、特別短期講座で幾つか試しに講座を開催いたしまして、その中でも男性に人気のありましたギター、あと楽しく歌おう日本の歌、こういったものを24年度はレギュラー講座にするなど、男女の比率を常に確認をしながら、男性にも取り組んでいただけるように講座を検討しておる次第でございます。

- 服部高齢者総合センター長 家族サポートの件ですが、福祉公社のさまざまな事業で家族サポートを常に意図しています。それで、例えば総合センターの在宅介護支援センター、福祉実践を基礎にして、家族の苦衷、それをきちんとフォローし、その心の琴線に触れる形で情緒的にまずフォローする。さらに、福祉実践の場で培った専門的な見地からそのフォローをし、社会資源の仲介機能を果たして家族サポートを果たしている。これは同じ意味では有償在宅サービスのご利用者も、同居世帯もあれば、単独の独居世帯もある、しかし、それぞれに家族がいるわけでありまして、その家族と一体となってサポートする形は伝統的にとっています。また、家族機能のない人にこそ福祉公社のサービスがあると思えると思います。

それから、入退院を繰り返す利用者を在宅生活に戻すようにいかにマネジメントしていくか。ご利用者というのは、身体上、心身上、常に不安定なわけです。ですから、予想がつかないことが多いのですけれども、福祉公社は伝統的に継続性があります。サービスの継続性ということで、ケアマネジャーは入院をすればしまえばそれまで、あるいは施設に入ればそれまでですけれども、昭和56年の創業当時から、ご利用者がどこの場

にいても、在宅であっても施設に入っても、はたまた入院をしても、必ずその人に寄り添って代弁機能を果たす、即ち身上配慮を担っていくということが福祉公社の特長でありますので、そういう面から、入退院を繰り返して在宅と病院でキャッチボールをしたとしても、そのフォローは一定程度行います。ただし、それは福祉公社のご利用者だけの話です。在宅介護支援センターはどうかというと、やはりそういう形ではケアマネジャーに仲介をしたり、自ら動いたりする形で社会資源に繋げ、そして在宅復帰に軟着陸できる、そういう配慮をしています。

- 齊藤評議員 まず、今の入退院のところ、実際のところ、一回入院をしてしまうとなかなか在宅生活を今度はメインにしていくことが難しいというところが実際のところの利用者の現実だと思うんです。ですけれども、それを一つの目標にしていくことで、利用者さんの何ていいますか、生活をしていくというところの目標設定であるとか、あとはいろいろな形での展開というのが具体的にできていくのだと思ひまして、そういったところをこの資料等に、難しいですけれども、報告の部分で表して頂きたかったということも含めて質問させていただきました。説明が丁寧だったので、内容は理解できました。ありがとうございます。

事業報告書の2ページ目のこれ、言葉の質問なのですが、近年の傾向としてのところの文章で、終末期のみとり、あとは没後処理というふうになっているのですが、処理というふうな言葉は通常に高齢者の業界では使われている言葉なのですか。処理というと何というのですか、人権というところでもここら辺は丁寧にできればしてほしいなと思ひました。というのが1点。

もう一点は、最初に質問させていただいた「協力員と地域サービス等に対応しています」ということだったので、社会的な活動のサポートということで、利用者さんに聞き取りとか、ニーズの調査みたいなことはしているのかどうか。逆に言うと、そういうふうに声も出せる関係性はできていればそれは問題ないのですが、そこら辺、高齢者の方というのは多分発想がないというところもあるかもしれないと思ひました。

- 服部高齢者総合センター長 処理という言葉ですが、実は没後に福祉公社がなすべきことというのは事実行為が多いのです。事実行為というのは意思表示を要件としない、実際に動く形です。その事実行為が非常に多いという側面から、処理という言葉を使ったわけなのなのですが、これは没後対応と言いかえてもいいかもしれません。以後気をつけたいと思ひます。
- 荒井在宅サービス課長 ニーズ等の調査は特にしてございません。ただサ

ービス提供いたしておりますので、あくまでもご利用者様側のご希望をコーディネーターが聞いてまいりまして、それでサービスを構築するという形になると思います。

- 斉藤評議員 8ページのところの三団体の合同研修で、ふさわしい言葉がなかなか見つからないのですけれども、それぞれの団体、それぞれの立場の方々がスーパーバイズし合うといいますか、それぞれ福祉の仕事をしている方というのは、ほかの人に相談するということがなかなかできないというのが大きな課題だと思うのですね。在宅のホームヘルプの場合は1対1で利用者さんと対応して、プライバシーも守らなければいけないというところもあるので、それに対して本当は相談を、福祉従事者ですよ、したいのだけれども、なかなかできにくいと。そうした場合に、共通しているそれぞれほかの団体であるとか、そういうところと相談、何ていうのですか、従事者に相談していく、スーパーバイズしていくというようなことというのが、今後の可能性として考えられるものではないかなというふうに、先ほどの答弁の中で思ったのですけれども、そういった可能性はいかがでしょうか。
- 服部高齢者総合センター長 武蔵野市の福祉三団体はそれぞれ守備範囲があります。それで、スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係というのは、それぞれ上下というか、必ず指導に従わなければならない側面があるので、領域の違う福祉分野において、総合的なそういうスーパーバイザー、スーパーバイジーの関係は難しいと考えています。ただ、高齢分野に関していえば、一貫したご利用者対応というのは普遍的に確立されているものですから、その点で連絡調整しつつ、お互いに啓発し合っていくことが可能であると考えています。実際には実務上の連携としてはそういうことはしていますし、それぞれ足らざるを補っていくという、そういう姿だと理解しています。
- 三輪議長 質問がないようですので、ご承認をお願いしたいと思います。承認は1件ずつ行います。それでは、諮問第1号「平成23年度事業報告について」、このことにご承認の方は挙手願います。
(挙手全員)
- 三輪議長 挙手全員でございます。よって、本諮問事項を承認することといたしました。次に、諮問第2号「平成23年度決算報告について」にご承認の方は挙手願います。
(挙手全員)
- 三輪議長 挙手全員でございます。よって、本諮問事項を承認することといたします。

諮問第3号 公益財団法人移行申請について

- 三輪議長 次に、日程第4、諮問第3号「公益財団法人移行申請について」の審議に入ります。では、事務局の説明をお願いいたします。
- 中村総務課長 公益財団法人への移行につきましては、以前より平成25年4月1日移行に向けて取り組むことというふうに申し上げておりましたけれども、後に諮問案及び報告でいたしますとおり、公益移行申請に必要な最初の評議員の選定、定款作成等が終わり、申請書類の準備も一定程度進んでいることから、また事業内容について検討した結果、現在の事業を公益移行後も継続していくという考えに至ったため、平成25年4月1日の公益財団法人移行及び24年度中に公益申請を行いたく、諮問するものでございますので、よろしくご審議ください。
- 三輪議長 ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問ありませんでしょうか。
- 川名評議員 確認ですけれども、公益財団になれる見込みという失礼な話ですが、細かいことがあったかと思うのですが、大方そこら辺はクリアできて、ちゃんと動き出したという認識でよろしいわけですよね。公益財団法人はいろいろハードルがあったかと思うのですが、その辺はクリアして、もう大丈夫になったよという意味合いでの諮問ということですよね。確認ですけれども。大丈夫だろうなと思っているのですけれども、これだけお願いします。
- 中村総務課長 なかなか介護保険が収益事業ではないかとか、そういったハードルはございます。それが完全にクリアしたかといいますと、東京都としては、それは収益であるとも公益事業であるとも、介護保険であるからというような判断はしないと。事業内容によるというふうに言われています。ただ、調布市さんがこの前認可を受けまして、介護保険事業を公益事業の一環としてやっているという形で認められておりますので、ある意味その辺のハードルは低くなったのかなというふうに思います。その他につきましても東京都と相談しながら、概ね目途がついたといいますか、申請ができる状態なのかなと考えております。ただ、6月以降、東京都の事務方と相談しまして、どういった形で申請していくかを詰めていく予定でございます。
- 森田評議員 私の団体もこの4月に公益をとりまして、この1年間かなり大変な東京都の打ち合わせというのがあったのです。今回の決算でもそう

ですけれども、やはり収支相償というところはかなり共益か公益かという部分もそうでした。かなり煮詰めていくといろいろ細かい部分が出てきていますので、少し早目早目に動かないと、4月1日というときに、たしか承認を年に何回かしかしないと思ったので、東京都とはいろいろと打ち合わせされているとは思いますが、ご参考までに。

○中村総務課長 25年11月までが期限ですので、25年4月1日に向けてはかなりの団体が申請するだろうという見込みがあるというふうにお伺いしております。ですので、当初8月、9月ぐらいの申請をと思っていたのですが、東京都の事務方に最初に案を出すのは6月程度に早めようかというふうに考えています。

○三輪議長 質問がないようですので、ご承認をお願いしたいと思います。諮問第3号「公益財団法人移行申請について」、このことに承認の方は挙手願います。

(挙手全員)

○三輪議長 挙手全員です。よって、本諮問事項を承認することといたします。

諮問第4号 公益財団法人移行後の定款（案）について

○三輪議長 次に、日程第5、諮問第4号「公益財団法人移行後の定款（案）について」の協議に入ります。では、事務局の説明をお願いいたします。

○中村総務課長 定款案につきましては、前諮問案の公益法人移行申請に伴い、公益法人移行後の定款を定めるもので、内閣府モデル定款をもとに作成し、東京都の公益法人担当の事前チェックをいただいたところでございます。公益法人移行登記日より有効となるものでございます。現寄附行為との違いですが、第3条の目的、第4条の事業は現法人の事業を引き継ぐものということで、変更しておりません。

大きく変わるところとしましては、1つ目評議員会が法人の最高議決機関となり、第8条により事業計画、収支予算等について、第9条により事業報告、貸借対照表等決算についても評議員会の承認を必要とすること、12条により評議員の選任は評議員会が行うこと、第13条により評議員の任期がおおむね4年になること。

2つ目としましては、16条により理事、監事の選任を評議員会が行うこと、同16条で定款の変更、財産処分についても評議員会の議決が必要なこと。

3つ目としましては、23条により理事会及び常務理事は理事会の決議により決定すること。

4つ目としましては、役員のパ賠償責任について、第29条により理事会の議決により一部免除をすること及び外部役員との間で賠償責任を限定する契約を締結できること。

5つ目としましては、第12条2項、23条の3項から5項により、評議員、理事、監事の選任条件が明示されていることなどでございます。その他につきましては定款案をごらんいただきたいと思います。

なお、付則3にある「この法人の最初の理事長は_____（アンダーライン）とする」というところのアンダーラインの欄ですけれども、公益法人移行時の理事長を現行寄附行為により武蔵野市長が任命する者の名前を記することになります。今現在まだ選任されておりませんので、選任次第、その名前を入れて定款とするという形になります。

また、公益法人移行後の最初の評議員は、後ほど報告いたしますが、この定款によらず、東京都の認可を受けた方法、選定委員会で選任された5名の方による選任により決定いたします。公益法人移行後の監事については、現行寄附行為により武蔵野市長の任命、理事についても武蔵野市長が推薦し、理事長が任命したものとなります。

説明については以上ですが、審議に当たり、この定款案の「てにをは」等、細部の修正について理事長に一任することもあわせてご審議いただきますようお願いいたします。

- 三輪議長 ただいま事務局より概要につきまして説明がありました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
- 斉藤評議員 この事業の中の対象者の中で、難病の方とかというのはどこの、難病疾患で、例えば福祉のいろいろなサービスを受けられるという方はどこに入られるのかというところが1点と、あと4条のところはほとんど高齢者のということで、特化した形でのサービスというふうなことが特徴として見られるのですけれども、それ以外の例えば若年性認知症であるとか、そういうふうな幅を持たせた形での対象者というところは視野に入っているのかいないのかということも含めてお願いします。
- 長澤理事長 事業の項目で申し上げますと、第4条の9、高齢者等の権利擁護事業及び成年後見事、これは「業」が抜けていますが、事業（法定・任意）と書いておりますが、高齢者等、これは当然市の健康福祉総合計画の中でも、障害者の方々に対する権利擁護、これは福祉公社の今後の必要な事業だと思っておりますので、私共としてはその中に含まれていると考えています。

- 齊藤評議員 成年後見人事業はそのとおりですけれども、例えば居宅介護事業とか在宅福祉サービス事業というところで、難病疾患であるとか、あとは介護保険の対象の中でも40代とかの対象者の方とか、そういったところはそういうふうな枠の中に入るのでしょうか。
- 小林在宅サービス課課長補佐 今おっしゃったところなのですけれども、(8)のところの身体・知的・精神障害者及び児童居宅介護業というところが、多分、障害者自立支援法によるという言葉で置きかえると、難病の方も含まれることになりまして、あとは年齢関係なくといったところで対応できるかと思えます。
- 齊藤評議員 そうすると、今度自立支援じゃなくなりましたが、そういう文言が加わるということですか。それとも、加えてないけれども、そういうのを見えない括弧書きになってますよ、ということですか。お願いします。
- 河中事務局長 今、齊藤評議員がおっしゃったことも含めて、先ほど小林在宅サービス課課長補佐が申し上げた第8号の項目、これを実際に行っているということで、定款として東京都に出していく、そういう考えであります。
- 中村総務課長 現寄附行為でもこの内容で現在も事業をしておりますので、その辺は問題ないかと思っております。
- 三輪議長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。ご質問がないようですので、ご承認をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。それでは、諮問第4号「公益財団法人移行後の定款（案）について」、このことについてご承認の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 三輪議長 挙手全員でございます。よって、本諮問事項を承認することといたします。

11 報告事項等

報告事項 平成24年度第1回評議員選定委員会の結果について

- 三輪議長 次に、日程第6、報告事項「平成24年度第1回評議員会選定委員会の結果について」に入ります。事務局の説明をお願いいたします。
- 中村総務課長 4月12日の理事会におきまして推薦のあった評議員候補5名について、4月16日に開催した評議員選定委員会において、財団法人武蔵野市福祉公社における公益法人移行後の最初の評議員の選任について審議した結果、別紙名簿のとおり5名の方が選任されましたので、報告い

たします。

なお、この方々は法人移行登記日より評議員となられ、現行評議員の皆様はその任を解かれることとなりますが、それまでの間は現行評議員が現行寄附行為による権利義務を有することとなりますので、よろしくお願いたします。

- 三輪議長 ご意見、ご質問ございますでしょうか。なしと認めまして、報告事項を終わります。以上をもちまして本日の日程をすべて終了いたしました。

事務局から報告事項はありますか。

- 中村総務課長 特にありません。
- 三輪議長 これをもちまして平成24年度第1回財団法人武蔵野市福祉公社評議員会を閉会いたします。

以 上

本評議員会の議事を証明するため、議長及び議事録署名人において署名押印します。

平成 24 年 8 月 1 日

議長 _____ 三 輪 博 行 _____ (印)

議事録署名人 _____ 鈴 木 省 悟 _____ (印)

議事録署名人 _____ 森 田 邦 夫 _____ (印)